

議案第104号

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成7年12月20日

三朝町長 安田 真一郎

平成7年12月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例（昭和45年三朝町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 公営住宅建替事業 法第2条第11号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- (7) 町営住宅建替事業 町が施行する公営住宅建替事業をいう。

第5条第8号を同条第9号とし、同条第7号中「他の町営住宅」を「他の公営住宅」に改め、同条中同号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 公営住宅建替事業による公営住宅の除却

第6条第1項第1号中「予約者を含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同号に次のように加える。

キ 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する災害により滅失した住宅に居住していた者等で当該災害が発生した日から起算して3年を経過していないもの

第6条第1項第2号中「あること。ただし」の次に「、前号キの者にあつては、この限りでない。また」を加える。

第8条第4項及び第5項を次のように定める。

4 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、老人で町長が定める要件に該当する者であるもの、障害者で町長が定める要件に該当するもの（以下「障害者」という。）及び現に同居し、又は同居しようとする親族に障害者がいる者並びに町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としている者については、前2項の規定にかかわらず、町長が指定した町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

5 町長は、入居者を決定した場合には、その旨及び入居可能日を入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

第9条第1項中「入居を許可された者のほかに」を「入居決定者のほかに、」に改め、同条第2項中「入居を許可された者」を「入居決定者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前条第5項の規定を準用する。

第10条第1項中「入居の決定通知を受けた者」を「入居決定者（前条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。以下同じ。）」に改め、同項第1号中「当該連帯保証人の印鑑証明書」を「入居者の印鑑証明書並びに連帯保証人の収入の証明及び印鑑証明書」に改め、同号に次のただし書きを加える。

ただし、町長がやむを得ない事情があると認める者については、この限りでない。

第10条の次に次の2条を加える。

（同居の承認）

第10条の2 入居者は、入居時に同居を認められた親族以外の者（入居後出生した子を除く。）を同居させようとするときは、町長の承認を得なければならない。

2 前項の承認の基準は、規則で定める。

（入居の承継の承認）

第10条の3 入居者が同居の親族を残して死亡し、又は退去した場合等において、



当該同居の親族が引き続き当該町営住宅に入居しようとするときは、当該同居の親族は、規則で定めるところにより、入居の承継について町長の承認を得なければならない。

2 前項の承認を受けた者の入居の手続については、第10条第1項及び第2項の規定を準用する。

第11条第1項中「入居日」を「入居可能日」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

(家賃の変更)

第11条の2 町長は、次の各号の1に該当する場合には、家賃を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 公営住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 町営住宅について改良を施したとき。

2 町長は、前項の規定により法第12条第1項に規定する月割額（法第13条第3項に規定する月割額と異なる場合においては、当該月割額）の限度を超えて家賃を変更するときは、公聴会を開いて利害関係人及び学識経験のある者の意見を聞いた上、建設大臣の承認を得なければならない。

第12条第1項中「3月分の家賃」を「その者の入居時の家賃の3月分」に改め、同条第2項中「控除し、なお不足額が生じたときは直ちにその不足額を徴収するものとする。」を「控除する。」に改める。

第13条を次のように改める。

(家賃等の減免又は徴収猶予)

第13条 町長は、次の各号の1に該当する場合には、町長が定める基準により当該家賃の減免若しくは徴収の猶予又は敷金の徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者（第6条第1号に規定する親族を含む。以下本条及び第22条の2第4項において同じ。）の収入が著しく低額となっているとき。
- (2) 入居者が疾病にかかったとき。
- (3) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、特別の事情があるとき。

第14条第2項中「利益」を「利益金」に改める。

第16条第1号中「井戸」を「下水道」に改める。

第17条第2項中「その損害」を「これに要する費用」に改め、同条に次の1項を加える。

4 入居者は、周辺環境を乱し、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第18条第1項中「貸し、又は、親族以外の者を同居させては」を「貸しては」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 入居者は、町営住宅の一部を他の用途に利用しようとする場合は、あらかじめ町長の承認を得なければならない。

第19条に次の1項を加える。

3 入居者が、第1項の承認を受けずに町営住宅を模様替し、又は増築したときは、町長は、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わせるものとする。

第20条第2項中「毎年1月31日までに前年分の」を「町長の定めるところにより毎年」に改め、同条第5項中「された入居者」の次に「（以下「収入超過者」という。）」を加え、同条第6項中「収入基準超過があると決定された入居者」を「収入超過者」に改める。

第20条の次に次の1条を加える。

（高額所得者に対する通知等）

第20条の2 町長は、町営住宅に入居している期間が引き続き5年以上である入居者で収入の額が最近2年間引き続き33万9千円を越えるもの（以下「高額所得者」という。）に対しては、前条第1項の通知と併せてその旨を通知するものとする。

2 入居者に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。）以外の第6条第1号に規定する親族がある場合における前項の収入の算出については、令第6条の3第2項に定めるところによる。

3 前条第4項から第6項までの規定は、高額所得者の決定の更生について準用する。

第21条中「収入基準超過があると決定された入居者」を「収入超過者」に改め、同条後段を削る。



第22条第1項中「収入基準超過があると決定された入居者は、当該決定の日」を「収入超過者は、収入基準超過があると決定された日」に改め、同条第2項中「率」を「倍率」に改める。

第22条の次に次の2条を加える。

(高額所得者に対する明渡請求)

第22条の2 町長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該町営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該町営住宅を明け渡さなければならない。

3 高額所得者は、第1項の期限として定められた日までに町営住宅を明け渡さなかった場合においては、その日の翌日から明渡しの日までの家賃の2倍に相当する額の損害賠償をしなければならない。

4 町長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号の1に該当する場合においては、その者の申出により同項の期限を延長することができる。

(1) 入居者が病気にかかっているとき。

(2) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、特別の事情があると認めるとき。

(住宅のあっせん等)

第22条の3 町長は、収入超過者に対して、当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅に入居することができるようにあっせんする等その者の入居している町営住宅の明渡しを容易にするように努めなければならない。この場合において、前条第1項の規定による請求を受けた者に対しては、その者の入居している町営住宅の明渡しを容易にするように、公営住宅以外の公的資金による住宅への入居等についての特別の配慮をしなければならない。

第23条の見出しを「(収入状況の報告の請求等)」に改め、同条第1項中「第13条の規定による家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予、第21条の規定によるあっせん、前条の規定による割増賃料の徴収等」を「第13条の規定による家賃の減

免若しくは徴収の猶予若しくは敷金の徴収の猶予、第22条の規定による割増賃料の徴収、第22条の2第1項の規定による明渡しの請求、前条の規定によるあっせん等又は第23条の3の規定による町営住宅への入居等」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同条中同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 町長は、前項に規定する権限を関係職員を指定して行わせることができる。  
第23条の次に次の2条を加える。

(町営住宅建替事業による明渡請求)

第23条の2 町長は、町営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する町営住宅を除去するため必要があると認めるときは、当該町営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求するものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該町営住宅を明け渡さなければならない。この場合においては、第22条の2第3項の規定を準用する。

3 町長は、第1項の規定による請求に係る町営住宅の入居者に対して、必要な仮住居を提供しなければならない。

4 町長は、法第23条の8第1項に規定する町営住宅建替事業により除去すべき町営住宅の除去前の最終の入居者が当該事業の施行に伴い住居を移転した場合においては、その者に対して、通常必要な移転料を支払わなければならない。

(新たに建設される町営住宅への入居の申込み)

第23条の3 前条第1項の規定による請求を受けた者が、法第23条の8第1項の規定により、当該町営住宅建替事業により新たに建設される町営住宅への入居を希望するときは、町長の定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

第24条第4項中「前項」を「第1項及び第3項」に改め、同条中同項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び前項の検査を行う者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人から請求があったときは、これを呈示しなければならない。

第25条第1項中「次の各号の1」を「第1号から第5号までのいずれかに該当する場合又は同居の親族が第6号」に改め、「当該入居者」の次に「又は同居の

親族」を加え、同項第5号中「この条例又はこれに基づく規則」を「第10条の2及び第17条から第19条までの規定」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 第10条の3第1項の規定に違反したとき。

第25条第2項中「入居者」の次に「又は同居の親族」を加え、同条第3項中「入居者」の次に「又は同居の親族」を加える。

第27条中「5千円」を「5万円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成8年1月1日から施行する。